

## 修了証再交付 申込要領

修了証の再交付・書替の申込にあたって、下記の要領をご一読いただき、必要書類の未添付等、不備のないように申し込みください。必要書類に不備があると修了証の再交付が出来ません。

### 1. 申込方法

建災防島根県支部の窓口、もしくは郵送にて申込を受付いたします。

### 2. 再交付の申込に必要なもの

- ①修了証再交付・書替申込書
- ②再交付する本人の身分証明書(自動車運転免許証など)の写し
- ③写真1枚(上半身 3.0×2.4 cm) ※修了証の種類によっては不要です。
- ④再交付手数料 1,100 円(一件につき、税込)

(振込) 事前にお振込みいただき、振込の確認ができるもの(写し)を申込書等に添付してお申し込みください。

振込先

山陰合同銀行 本店営業部 普通 2712572  
建設業労働災害防止協会島根県支部

### 3. 書替の申込に必要なもの

- ①修了証再交付・書替申込書
- ②戸籍抄本等、変更の経緯がわかるもの
- ③写真1枚(上半身 3.0×2.4 cm) ※修了証の種類によっては不要です。
- ④旧修了証
- ⑤書替手数料については無償とします。

※写真の不要な修了証については、以下のとおりです。

- 各種特別教育(石綿取扱い作業従事者特別教育を除く)
- 安全衛生教育
- 平成3～4年に受講した下記の特例講習
  - ・車両系建設機械(解体用)運転技能特例講習
  - ・不整地運搬車運転特例技能特例講習
  - ・高所作業車運転技能特例講習
  - ・小型移動式クレーン運転技能特例講習

### 3. 申込書記入にあたっての注意事項

- ・紛失など旧修了証が添付出来ない場合は、修了証紛失事由書の欄に記入してください。
- ・窓口において再交付の手続きを代理人が行う場合は、委任状の欄に記入してください。また代理人の身分証明書(自動車免許証等)も提出してください。

### 4. 送付先・問い合わせ先

〒690-0048

島根県松江市西嫁島1丁目3番17号

建設業労働災害防止協会島根県支部

TEL 0852-21-9004

#### ※重要なお知らせ

当支部で実施いたしました下記の講習につきまして、講習の登録を廃止したため平成21年4月1日より、当支部では再交付業務が出来なくなりました。当該修了証を再交付される方には、大変ご迷惑をお掛けいたしますが、今後は「技能講習修了証明書 発行事務局」において再交付業務を行いますので、よろしく願いいたします。

#### 1. 当支部で再交付が出来なくなった講習科目(5科目)

- (1) 鋼橋架設等作業主任者技能講習
- (2) コンクリート橋架設等作業主任者技能講習
- (3) コンクリート造工作物の解体等作業主任者技能講習
- (4) コンクリート破碎器作業主任者技能講習
- (5) 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習

#### 2. 技能講習修了証明書発行事務局の問い合わせ先

〒108-0014 東京都港区芝 5-35-2 安全衛生総合会館4階

技能講習修了証明書 発行事務局

ホームページアドレス

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/index.html>

TEL 03-3452-3371 又は 03-3452-3372

## 修了証再交付・書替申込書

ふりがな				
氏名			旧氏名 (氏名変更時)	
	併記を希望する場合は旧姓又は通称			
生年月日	昭和 平成	年	月	日
現住所	〒 連絡先 ( )			
修了証 送付先	〒			
再交付・書替を 申込する修了証 の種類	修了証の種類		修了証番号	交付年月日
			第 号	年 月 日
			第 号	年 月 日
			第 号	年 月 日
			第 号	年 月 日
再交付・書替 の理由	再交付	1. 紛失 3. 焼失 5. その他	2. 盗難 4. 損傷	裏面の紛失事由書に再交付の理由をできる だけ詳しくご記入下さい。 (「4損傷」の場合は旧修了証を添付すること)
	書替	6. 氏名変更		旧修了証及び戸籍謄抄本等の異動を証する 書面を添付して下さい。

年 月 日

建設業労働災害防止協会島根県支部長 殿

申 込 者  
(修了者本人)

## 【申込書記入にあたっての注意事項】

申込書に記載される氏名、生年月日等は、法令で定められているものです。修了証再交付・書替業務以外には、一切使用しませんので、正確にご記入下さい。

- 表題の「再交付」及び「書替」のうち、該当しない文字を抹消すること。
- 申込者本人であることを確認できる書面(自動車運転免許証等の写し)を添付すること。
- 再交付手数料：修了証1件につき1,100円(税込)、裏面の「添付する関係書類」に記載の振込先へお願いします。書替手数料については無償といたします。
- 再交付する修了証によっては写真が必要になるものがあります。写真の有無については裏面の「添付する関係書類」をご覧ください。
- 代理人が窓口で申込及び受取をする場合は、裏面の委任状に記入すること。ただし、郵送で申込する場合は、委任状、受領証の記入の必要はありません。
- 旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合は、併記する旧姓又は通称を記入してください。
- 上記修了証記入欄に種類が多くて入りきらない場合、用紙をコピーして追加添付をお願いします。

## 問い合わせ、申込書送付先

〒690-0048 島根県松江市西嫁島1丁目3番17号

建設業労働災害防止協会島根県支部 電話0852-21-9004

手数料	送料	手数料領収年月日	領収No.	修了証発行年月日
		年 月 日	No.	年 月 日
支部長	事務局長	実施管理者		処理者
				本人(代理人)確認

## 修了証紛失事由書

このたび、下記の理由により修了証を紛失しました。  
今後、このようなことのないよう十分留意いたしますので、再交付をお願いします。  
なお、旧修了証が見つかった場合は、旧修了証を直ちに返納いたします。

理由 1. 滅失日時(いつ) 年 月 日  
2. 滅失場所(どこで) 作業場所 自宅 その他  
3. 滅失事由(何をしていた、どうなった)

## 委任状

建設業労働災害防止協会島根県支部長 殿

申込者

修了証再交付・書替の申込及び受取を下記の者に委任します。

代理人氏名	
住 所	
電話番号	( )

代理人に委任する場合は、自動車運転免許証等、本人及び代理人であることを確認できる書類をご持参ください。  
(例：自動車免許証の場合、申込者本人と代理人本人の自動車運転免許証の写しをご用意下さい)

## 受領証

建設業労働災害防止協会島根県支部長 殿

上記申込者の修了証を受領いたしました。

受取人氏名	
受領年月日	年 月 日

## 添付する関係書類

- 修了者本人の身分証明書(自動車運転免許証等)の写し。
- 氏名変更の場合(再交付件数が複数になる場合でも1部で良い)  
戸籍抄本等、変更の経緯がわかるもの。
- 修了証に貼付する写真(縦3.0cm×横2.4cm)1枚。(ただし、下記の技能講習及び特別教育、安全衛生教育の修了証は必要ありません)
  - 車両系建設機械(解体用)運転特例 ※平成3～4年に受講したもの。
  - 不整地運搬車運転特例 ※平成3～4年に受講したもの。
  - 高所作業車運転特例 ※平成3～4年に受講したもの。
- 氏名欄に旧姓を使用した氏名及び通称の併記の希望がある場合  
(修了証には氏名と併せて括弧書きで記載します。)  
・旧姓を使用した氏名の場合  
戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等  
・通称の場合  
住民票又はそれに類する証明書
- その他  
再交付手数料(1件につき1,100円(税込)) 振込は下記の振込先へお願いします。  
(書替手数料については無償といたします)  
山陰合同銀行 本店営業部 普通 2712572  
建設業労働災害防止協会島根県支部(ケセツギ ヨウウトウ ヲサガ イホウキヨウカイマクソウ)